

平成23年9月28日

一般ガス事業者の供給約款変更に係る届出について

(吉田瓦斯株式会社)

関東経済産業局は、本日（9月28日）、吉田瓦斯株式会社からガス料金の引き下げを主な内容とする供給約款変更届出書等を受理した。

同社は、経営効率化の努力の成果を需要家に還元する趣旨から、平成23年10月31日よりガス料金引き下げを実施する。

1. 改定率等

【小口部門】

(43.14MJ)

現行料金平均単価	届出料金平均単価	改定率
138.09 円/m ³	137.36 円/m ³	▲ 0.53%

【うち供給約款】

(43.1MJ)

現行料金平均単価	届出料金平均単価	改定率
216.37 円/m ³	215.21 円/m ³	▲ 0.54%

【モデル世帯における1ヶ月あたり料金（税込）の増減額】

現行料金	届出料金	増減額
5,358 円/月	5,331 円/月	▲ 27 円

- (注) 1. 小口部門とは、「年間使用量 10 万 m³ 以上 (46MJ/m³ 換算) で、更にガス事業者と大口契約を締結した需要家」を除いた部分。
2. 現行料金平均単価は、変更前の料金収入を原価算定期間中の販売量で除したものの。
3. モデル世帯のガス使用量は、1 世帯あたりの標準的使用量 22m³ (43.14MJ/m³) を使用した。
4. モデル世帯の1ヶ月あたりの届出料金は、届出時点のものであり平成 23 年 11 月検針分以降の料金は原料費調整制度により変動がある。

2. 原料費調整制度の基準平均原料価格

16, 670 円/トン [平成23年5月~平成23年7月の円建て貿易統計価格]

3. 実施予定期日

平成23年10月31日

(本発表資料のお問い合わせ先)

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課

担当者：関根、野村、小倉

電話：048-600-0393 (直通)

【参考】

1. 吉田瓦斯株式会社の概要

- (1) 会社設立年月 昭和 28 年 2 月
- (2) 代 表 者 取締役社長 外川豊秀（とがわとよひで）
- (3) 本 社 所 在 地 山梨県富士吉田市下吉田 2475 番地
- (4) 電 話 番 号 0555-22-2161
- (5) 資 本 金 80 百万円（平成 22 年 12 月末）
- (6) 従 業 員 数 45 人（平成 22 年 12 月末）
- (7) 供 給 区 域 山梨県富士吉田市 南都留郡富士河口湖町
- (8) 需 要 家 数 7,231 個（取付メーター数、平成 22 年 12 月末）
- (9) ガス販売量 9,275 千m³/43.14 MJ（平成 22 年実績）
- (10) ガス売上高 1,055 百万円（平成 22 年実績）

2. 新料金表

(43.1MJ)

料金表	適用区分	基本料金 (税込)	従量料金単価 (税込)
A	0m ³ 超 ~ 10m ³ まで	893.55 円	232.73 円/m ³
B	10m ³ 超 ~ 25m ³ まで	1,461.60 円	175.92 円/m ³
C	25m ³ 超 ~ 65m ³ まで	1,588.65 円	170.84 円/m ³
D	65m ³ 超 ~ 158m ³ まで	1,772.40 円	168.00 円/m ³
E	158m ³ 超 ~	1,803.90 円	167.80 円/m ³

(注) 従量料金単価は届出時点のものであり、平成 23 年 11 月検針分以降の従量料金単価は原料費調整制度により変動がある。